

令和 8 年度 長崎県校長会活動方針

長崎県校長会は、昭和 39 年の結成以来、本県の小・中学校教育の充実・発展を目指し、真摯な研究と実践を重ねるとともに、教育諸条件の整備に努め、多大な成果を上げてきた。

近年は、当面する諸課題の共有と解決方策の協議をはじめ、各専門部においては「人事評価制度」「特別支援教育」「人事異動・教員不足・働き方改革」「学力向上」等に関する情報交換及び研修を行っている。また、小中学校部会においては「教育課程の在り方」「部活動地域展開」等に関する協議を中心とした、研修を重ねている。

さらに、県教育委員会に対する教育振興並びに人事・給与等に関する要望書の提出、意見交換会の実施など、喫緊の教育課題解決に向けた対外的な取組も継続している。

現在、社会は先端技術や AI の急速な進展、自然災害の激甚化、相次ぐ国際的な紛争などにより大きく変化し、いわゆる VUCA の時代を迎えている。このような中、学校教育においては、「自らの人生を舵取りすることができる 民主的で持続可能な社会の創り手」を育成することが重要な使命となっている。

また、教育 DX による学びの質の転換を推進し、多様な子どもたちを誰一人取り残さない個別最適な学びと協働的な学びの一体的な実現を目指す「令和の日本型学校教育」の構築は、喫緊の課題である。併せて、これらを支える教職員のウェルビーイングの向上と学校組織の危機対応力を高める取組も不可欠となっている。

さらに、次期学習指導要領を見据えた中央教育審議会の「論点整理」では、改訂の方向性として「主体的・対話的で深い学びの実装」「多様性の包摂」「実現可能性の確保」が示され、教育課程の柔軟な編成等が求められている。

加えて、本県においても、教育振興基本計画のテーマ「つながりが創る豊かな教育」のもと、「最適な学びを提供する」「魅力ある学校をつくる」といった施策が講じられている。

こうした状況を踏まえ、会員一人一人が教育の不易を強く意識し、時代の変化に即した不断の改善を進めることが不可欠である。また、過去の教訓を生かした「命の教育の推進」を根幹に据えつつ、県内の小・中・義務教育学校が抱える教育課題の解決に向け、長崎県校長会は「会則」に則り次の点に活動の重点を置き、本会を運営する。

Ⅰ 活動の重点

1 生命を尊重する教育の推進

生命尊重に関する教育を全ての教育活動の根底に位置付け、豊かな人間性の涵養に努める。

- (1) 自他の生命を大切にし、思いやりの心と実践力を育む道德教育、人権・平和教育の推進に努める。
- (2) いじめや不登校（長期欠席）、児童虐待、ヤングケアラーなど悩みや困難のある児童生徒及びその家庭の情報を共有し、それぞれの事案に応じたきめ細やかな相談・支援体制を確立し対応する。特に、児童生徒の生命に関わる重大事案については、関係機関と連携して、機を逸せず対応するよう努める。

- (3) 障害の有無に関わらず、一人一人の児童生徒の可能性を引き出し、個々の多様な教育的ニーズに的確に応える特別支援教育の充実に努める。

2 「社会に開かれた教育課程」を重視した活力ある学校経営の推進

持続可能な学校づくり、地域づくりのため、コミュニティ・スクール等を活用し、学校と保護者・地域との連携や幼保小中高の校種を越えた連携の強化に努める。

- (1) 「ふるさとの未来を担う人材」の育成を目指し、小中高の発達段階を意識したつながりのあるふるさと教育の充実及び、地域・産業界・関係団体との連携に努める。
- (2) 児童生徒のスポーツや文化芸術活動の充実のため、地域の実態に応じ、中学校の部活動の地域展開が円滑に進むよう自治体への働きかけに努める。
- (3) 「持続可能な開発目標」(SDGs)等を踏まえ、「持続可能な開発のための教育」(ESD)の推進に努める。
- (4) へき地・小規模校の特性を生かした学校経営の充実に努める。

3 未来社会を切り拓く資質・能力を育成する学校教育の推進

「生きて働く知識・技能」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等」「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等」の三つの資質・能力の調和がとれた児童生徒の育成に努める。

- (1) 長崎県教育委員会の「授業改善メソッド」や「学びの習慣化メソッド」等をもとにして各学校の学力向上プランを作成し、学力の向上に努める。
- (2) 教育DXによる学びの質の転換を推進し、1人1台端末を最大限に活用するとともに、生成AI等の先端技術を適切に取り入れながら、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に努める。
- (3) 体力の向上、健康づくり及び食育の推進に関する指導の充実に努める。
- (4) 発達段階に応じたキャリア教育を推進し、児童生徒が社会や職業との関係を意識しながら主体的に自己の進路を選択・決定する能力を高められるよう努める。
- (5) 感染症や災害の発生等の緊急事態にあっても、健やかに学習できる衛生環境の整備や安心して学べる環境づくりを進める。また、安全・防災教育の充実を図り、自らの安全を守るための能力を高められるよう努める。

4 教職員の資質・能力の向上と研究・組織活動の充実

「生涯を通して学び続ける教師」の実現に向け、教職員一人一人が自己の資質・能力等を高められるような環境整備に努める。また、校長自らも、県・九州・全国の校長会等の活動を通して、校長としての資質を磨くとともに、所属組織の活動の充実に努める。

- (1) 教科指導、特別支援教育、生徒指導、服務規律などに関する校内研修の充実を図るとともに、人事評価に関わる面談や研修記録の作成場面などを通して、教職員と対話し資質・能力の向上に努める。
- (2) 令和の日本型学校教育を担う教師を育成するため、特に、学校全体で若い世代の教職員の資質・能力の向上に努める。
- (3) 研修成果を学校経営に反映させるとともに、教育委員会や全国・九州の校長会、関係機関、団体との連携を一層密にし、組織の活性化や支部校長会活動の充実に努める。

5 教職員の処遇改善と「働きがい」のある職場環境づくりの推進

定年引上げや教員不足の深刻化など、情勢の変化に伴う諸課題を的確に把握し、教職員が自らの専門性を発揮しながら、心身ともに満たされて働くことができるウェルビーイングの向上と「働きがい」のある職場環境づくりに努める。

- (1) 義務教育費国庫負担制度及び「義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」の堅持、管理職員を含む全ての教職員の職責に見合う適正な処遇改善について具体的な要望活動に努める。
- (2) 定年引き上げ世代と若手教員が増える学校現場において、適材適所で生き生きと働くことができる、活気ある職場環境づくりに努める。
- (3) 教職員にとって学校が「心理的安全性」を確保された職場となるよう、職場環境づくりに努める。
- (4) 給特法の改正の趣旨や文科省関係部会の指針を踏まえ、学校・家庭・地域がそれぞれの責任を果たす「業務の適正化」を推進し、教職員が本来担うべき業務に専念できるように、教育委員会や関係団体と協議しながら体制の構築に努める。

II 活動方針に関わる専門部活動の重点努力事項

【人事給与対策部】

- 教員の人事評価制度に適切に対応するとともに、教員の資質向上につながるための研修を行う。
- 不祥事防止対策委員会を機能させ、改定版「自己温床度チェック票」の積極的な活用を促進し、全ての学校において不祥事根絶に向けた具体的な対策を実行する。

【研修部】

- 学力の向上のため、指導力を高める研修を強化する。校長がリーダーシップを発揮し「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する。
- 新たな課題に対応した研修（GIGA スクール構想の推進と定着や生成 AI の活用に伴う教育 DX など）及び多様化する児童生徒の対応等の充実を図る。

【教育対策部】

- 特別な支援を要する児童生徒が増加傾向にあることから、特別支援教育に関する調査研究を継続し、特別支援教育を学校とともに推進する関係機関との連携の実践例を数多く情報交換する。
- 複式学級に関する調査研究を行い、へき地・小規模校の複式学級を有する学校の教育研究を推進する。

【生徒指導部】

- 一人一人が安心して学校生活を送れるように、お互いの個性や多様性を認め合う支持的風土づくりと、自己指導能力の獲得に向けた積極的な生徒指導の充実強化と教職員の資質・指導力の向上に努める。
- 児童生徒の心身状態を的確に把握し、一人一人に目が行き届く教育環境の整備を図る。特に、不登校等の児童生徒への適切な支援のため、校内指導体制の確立と教育相談の強化、並びに、校種間や関係機関との連携に努める。